

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、待機児童の解消につながる子どもの預かり施設の効果的な整備等を図る観点から、子ども・子育て支援に関する計画の作成状況や施設の整備等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、厚生労働省、文部科学省、財務省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県 (19)、市町村 (61)、特別区 (5)、認定こども園 (20)、幼稚園 (21)、保育所 (41)、小規模保育施設 (30)、家庭的保育施設 (7)、病児・病後児保育所 (21)、放課後児童クラブ (20)、放課後子供教室 (19)、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局 (北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

行政評価事務所 9事務所 (茨城、千葉、神奈川、山梨、三重、滋賀、山口、熊本、沖縄)

4 実施時期

平成27年8月～28年12月